

## 第14回 検察運営全般に関する参与会 議事要旨

### 1 開催日

令和3年12月20日（月）午前10時から午後零時20分まで

### 2 開催場所

東京高等検察庁第二会議室

### 3 出席者

#### (1) 参与

大久保恵美子参与、川出敏裕参与、坂元茂樹参与、竹森裕子参与、  
原田國男参与、古都賢一参与、三國谷勝範参与（五十音順）

#### (2) 最高検察庁

林眞琴検事総長、落合義和次長検事、神村昌通総務部長、瀬戸毅監察指導  
部長、齋藤隆博刑事部長、浦田啓一公安部長、吉田誠治公判部長、菊池浩刑  
事政策推進室長、加藤俊治検事、内藤惣一郎検事

### 4 議事の要旨

#### (1) 検事総長挨拶

#### (2) 最高検からの報告・説明

- ・ 検察における取調べの録音・録画の実施状況等
- ・ 監察の概況
- ・ 組織運営状況調査について
- ・ 刑事手続のIT化について
- ・ 先端犯罪検察ユニット（JPEC）について
- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応について
- ・ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連不法事犯の概況について
- ・ 尖閣諸島に関連する逮捕事案のその後と中国の海洋進出の現状
- ・ 刑事政策的取組の状況について

#### (3) 参与からの御意見・御助言

項目ごとに以下のとおり

## 【検察における取調べの録音・録画の実施状況等】

○ 録音録画は、法改正の時点の予想をはるかに超えた広い範囲で実施されている。監察案件の中で、取調べに関する苦情等に係るものが多数を占めているが、この中には録音録画された取調べを対象とした苦情もあるのか。取調べへの弁護人立会が必要という意見もあるので、録音録画で解消できないような問題が生じているのかを含めて、検察できちんと検証された方が良いと思う。

○ 録音録画は、検察の在り方検討会議から10年経って定着して一般化し、検察にとって非常にプラスになったのではないかと。任意性に関わる事実の有無はDVDで明らかになるので、公判で任意性が争われることは減ってきているのではないかと。身柄事件のほとんどは録音録画されている、きちんと利用されているということについて、最高検としても世間一般に理解されるようもっと努力していただきたい。

この制度のもう一つのいい面は、検察のいろいろな問題点・課題がリアルタイムで分かることであり、問題事案についても最高検で明確に把握できている。

最近、黙秘権について争う事件が多く、クレームも多いが、黙秘権に関する問題について、理論面をきちんと整理・検討した方がいいのではないかと。

## 【監察の概況】

○ 監察案件の受付情報処理別件数の内訳について、通報内容不明確、あるいは監察対象事象に該当せずの案件があるが、相談の受け方、電話対応の仕方がとても大事であるので、検察としても通報や相談の受け方について専門的な研修を受けるなどされた方がよい。

## 【組織運営状況調査】

○ 組織運営状況調査結果の内容について、職員誰もが、職場だけでなく私生活でもゆとりのある生活ができるような職場改革をぜひ進めていただきたい。

女性が働き続けられる職場環境であるかどうかの一つの基準になると思う。

## 【刑事手続のIT化】

○ 民事裁判のIT化はそれなりに進んでいる中、刑事手続のIT化がどう進んでいくのかも関心がある。

## 【先端犯罪検察ユニット（JPEC）】

○ IT空間はどんどん拡大しており、どう対応していくかは世界に共通した話であるところ、令和3年4月から最高検においてJPECが始動したとのことで、検察はいろいろと考えているのだなと感じた。放っておけばどんどん取り残され

る中で、これからの時代にどのように対応していくかは大変大事な視点ではないかと思う。

### 【尖閣諸島に関連する逮捕事案のその後と中国の海洋進出の現状】

- 2012年の香港の活動家の尖閣上陸の場合には、有効なパスポートを所持せず本法に上陸したなどとして、すぐに入管から強制送還されて、外交問題には発展しなかった。しかし、2021年2月1日に中国において海警法が施行されたことから、今後、海上保安官が、本邦に上陸した海警の構成員や海上民兵に危害射撃を行って反撃され、海上保安官が死亡したり傷害を負って、同構成員等の身柄を拘束した場合にどう対応していくのかは大変難しい問題である。

### 【刑事政策的取組】

- 司法面接（代表者聴取）の録音録画記録は公判でどの程度使用されているのか。供述の信用性の確保という点から見たとき、検察の捜査、公判にとって実際にも有用なものなのか。現在は検察官が代表者として面接（聴取）をする場合が多いが、それを今後も続けていくのか、それとも、検察官に限らず、最も適した人にやってもらう形が良いと考えているのか。司法面接の今後の方向性について検討する必要があると思う。
- 被害者に目が向けられていなかった30年前と比べると検察庁の被害者支援は格段に進展してきている。  
支援センターと地方検察庁の職員とで話し合いをすると、地方検察庁の職員から法的根拠がなく対応が難しい場面があるとの意見を聞くが、そういった意見を吸い上げて、法務省とともに何らかの法的整備を進めてほしい。  
被害者には国から放置されているという気持ちはまだまだ強く、社会からの偏見の目もある。仮に、マスコミから加害者側の一方的な言い分のみが報道されれば、被害者は偏見にさらされる。検察庁として、そういった観点からも被害者を守っていただきたい。
- 被害者保護の関係において、被害者の取調べへの弁護人立会についても対応をする時期に来ているのではないか。
- DVや児童虐待は世代間連鎖の問題が大きく、それを断ち切るには各省庁や機関を横断するような制度や体制作りが急務である。被害者が被害に遭った後、刑事司法にも誠意を感じることができ、もう一度胸を張って生きていこうと思えるような社会の実現に検察にもお力添えをお願いしたい。

- 児童虐待事案については、刑事事件に至る前に、どのような社会福祉的なアプローチが可能なのかということ、検察の業務外かもしれないが、考える必要がある。
- 児童虐待事案が減っていくように、検察にも頑張ってもらいたい。
- 刑事政策的取組の中で、入口支援については検察庁その他関係機関で対応しているところ、入口段階であれば弁護人も付いていてフォローできるので、弁護人もこの関係機関の中に組み込んでいただいて、弁護士、弁護士会としても協力していきたい。
- 地域生活定着支援センターを活用した社会復帰支援を今後も継続的に行っていくためには、運営費を国の義務的な経費にするなど法的整備が必要で、センター業務を今のような運用で続けていくことには限界があると感じている。法務省、厚生労働省あるいは政府において、入口支援や出口支援といった刑事政策の中で継続できるような制度をどう整備していくのかが大きな課題になってきている。  
児童虐待に関連して、罪を犯す前に本人が抱える課題の解決に向けて社会的にどのように支援していくのかが本当に重要である。社会から孤立してしまう人たちを社会の中でどう受け入れていくのか、縦割りの支援ではなく、関係機関が積極的に連携・協働していかなければならない。  
地域社会に定着するというのは非常に難しいことであり、罪を犯した人が地域社会に復帰するために、専門職だけで支えることには限界がある。検察は、更生して地域に復帰してもらうという刑事政策の最終目的をイメージし、地域社会との関係づくりに関わる専門職が中間にいるということにも思いを持って、事件に対応することが大事だと思う。

以 上